

福島県12市町村個人支援金に関するQ & A

<移住支援事業：移住支援金>

【1 移住支援金の申請】

Q1-1 移住支援金の申請は通年受け付けるのか。

A1-1 通年受付は行っておりません。移住支援金は、毎年度の予算が確保された上で申請を受け付けている事業であり、年度内に支払い手続きを終える必要があります。

支払いまでの手続きには、相当の時間を要する（書類精査、居住等実態調査、交付決定、請求書受領等）ため、毎年度、申請期限を定めて受け付けています。

Q1-2 申請書受付期間が終了する前に申請書の受付を終了する場合はあるのか。

A1-2 予算の範囲内で交付するため、申請書の受付を申請期間途中で終了する場合があります。

Q1-3 住民票等の県に提出する証明書の発行費用等は、県が負担してくれるのか。

A1-3 移住支援金の交付・不交付に関係なく、全て提出者本人負担となります。

Q1-4 単身による移住と2名以上の世帯による移住は、どのように区別するのか。

A1-4 世帯か単身かについては、原則として、住民票の世帯人数により判断します。

【2 支援金の位置付け】

Q2-1 移住支援金について、用途は限定されるのか。また、移住支援金の用途の報告を求めるのか。

A2-1 移住支援金については、移住に伴う経費の一部にしたいと考えていますが、用途の限定やその報告を求めることは想定していません。

Q2-2 移住支援金は、所得税法上のどの所得区分に該当するのか。

A2-2 国税庁

(<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shotoku/h31/004/index.htm>) _HPのとおり、所得税法（昭和40年法律第33号）の第34条に規定される一時所得に該当すると整理しており、これに準ずる扱いとします。

【3 移住元に関する要件】

Q3-1 移住等に関する要件について、「定住」はどのようにして確認するのか。

A3-1 福島県12市町村移住支援金交付申請書兼実績報告書の記載内容及び就業証明書により総合的に確認いたします。申請書等において、定住（5年以上継続して居住）の意思が確認できなければ、不交付の決定とする場合があります。

Q3-2 世帯に関する要件について、申請者以外の世帯員についても移住元に関する事項（直近連続3年以上）を満たす必要があるのか。

A3-2 申請者以外の世帯員については、移住元に関する要件を満たす必要はありません。ただし、移住元及び移住先において同一世帯に属していたこと等の世帯に関する要件を満たす必要があります。

Q3-3 移住元において大学生や高校生であった者であっても、移住支援金の支援対象となりうるのか。

A3-3 就業その他の要件を満たす場合は、給付の対象となります。

Q3-4 移住等に関する要件の「住民票を移す直前」とは、移住元における住民票記載の「転出日」を指すのか、それとも移住先における住民票記載の「転入日」を指すのか。

A3-4 移住先における住民票記載の「転入日」を指します。

Q3-5 条件不利地域とは具体的にどこか。

Q3-5 以下の地域になります（令和5年4月1日時点）。

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

【4 移住先・就業・起業に関する要件】

Q4-1 就業後或いは就業したまま移住しても移住支援金の支給対象となるのか。

A4-1 移住と就業の順序は問いません。令和3年7月1日以降に転入し、就業等の要件を満たした上で、移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内であれば給付対象となります。

Q4-2 移住はどのようにして確認するのか

A4-2 提出していただく住民票等による書類審査と訪問調査等により居住の実態確認を行います。確認ができなければ、不交付の決定とする場合があります。

Q4-3 業務上、5年以上継続して居住することが困難と認められるとは何か。

A4-3 例えば、放射線（量）の管理が必要な業務に従事している場合は、一定程度の放射線（量）を浴びると、業務を継続することができなくなることから、定住するのが困難だと想定されるため、そのような業務に従事されている方は対象外とする場合があります。

Q4-4 5年以上継続して居住できないと県が判断した場合とは何か。

A4-4 例えば、申請時点における就業証明において、5年以内に12市町村からの転居を伴う転勤が予定されている場合等が該当します。

Q4-5 住居について、勤務先が確保した社宅等に居住した場合は、移住支援金の対象とならないのか。

A4-5 定住するためには、住居は自ら確保する必要がありますので、社宅や申請者以外が賃貸借契約等をしている住宅に居住している場合は、対象外とする場合があります。ただし、勤務先が提供した社宅等に住み、定住（5年以上継続して居住）の意思が確認できた場合等は対象となります。その場合、別途居住実態を証明する書類（会社と入居者との契約書等）の提出が必要となります。

Q4-6 「12市町村の意見を聞いて福島県が定める者」とは具体的に何か。

A4-6 (ア)～(エ)の具体例は、以下の通りです。

(ア) 避難地域の復興支援、特に避難地域が抱える課題の解決に意欲を有する者	医療従事者、地域課題を解決する起業家等
(イ) 避難地域の復興まちづくりの基礎人材となる者	生活インフラ企業従事者、小売・飲食の生活関連サービス等
(ウ) 避難地域において新規立地、事業再開した企業の産業人材となる者	再エネ・ロボット・医療・航空関連企業従事者等
(エ) 避難地域の地域資源や文化の継承に意欲を有する者	伝統工芸品等継承者等

Q4-7 その他の要件について、「地域の活動」とはどのような活動か。

A4-7 地域の町内会活動、防犯活動、地域づくり活動、コミュニティ活動等を想定しています。

Q4-8 12市町村外に立地している企業に就業していても、移住支援金の対象となるのか。

A4-8 12市町村に定住（5年以上継続して居住）する場合は、移住支援金申請時に就業に関する要件を満たしており、かつ、転入後3か月以上1年以内であれば、対象となります。就業している企業等の所在地は問いません。

Q4-9 就業先の法人が雇用保険の適用事業主であることの確認はどのように行うのか。

A4-9 就業先の法人からの自己申告に加え、厚生労働省ホームページにおいて確認が可能です。

(https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm)

Q4-10 就業条件等に関する事項について、現在所属する法人から他の関連する法人に転籍する場合、「転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと」に該当するのか。

A4-10 自らの意思で転籍する場合は、転勤等による勤務地の変更には該当しません。ただし、会社都合による場合は、転勤等に該当することになります。

Q4-11 令和3年7月1日前から12市町村に住居票を異動せずに、居住していたが、令和3年7月1日以降に定住目的で12市町村内に転入した場合は対象となるのか。

A4-11 令和3年7月1日前から12市町村内に生活実態がある場合は、新たな移住者とは認められないため、移住支援金の対象とはなりません。

Q4-12 福島県外に本社がある企業に採用され、転勤（新規採用後の配属を含む）により12市町村に居住することになったが、その場合、移住支援金の対象となるのか。

A4-12 転勤は自らの意思で転居したとは認められないため、対象となりません。

ただし、現地での勤務を条件とした採用であり、採用後に転勤、出向、出張、研修による勤務地の変更が予定されていない場合は対象となります。

Q4-13 5年以内に、当初移住した市町村から12市町村内の別の市町村に転居した場合にも、移住支援金を返還しなければならないのか。

A4-13 12市町村内での転居である場合は、12市町村からの転出とはならないため、返還の必要はありません。

Q4-14 テレワーク等により移住元の業務を実施しながら移住する場合も支援金の対象となるか。

A4-14 12市町村に定住（5年以上継続して居住）する場合は、対象となります。ただし、企業に所属している場合は所属先企業からの就業証明書を提出していただき、就業状況及び居住実態の確認を行います。

Q4-15 テレワーク等をしながら移住した後、定期的に所属先企業等の所在する地域で滞在する場合は、移住支援金の対象とならないのか。また、週にどの程度行くことを許容するといった目安はあるのか。

A4-15 基本的には12市町村内で生活することを想定していますが、移住や就業の形態は様々であるため、状況確認を行った上で、個別に判断します。例えば、週の過半を12市町村外に滞在する場合は、生活の本拠が移住先にあるとは言えないことから、移住支援金制度で想定するテレワーク等に該当しないものと考えています。

【5 就業先に関する要件】

Q5-1 「自ら事業（一次産業を含む）を営んでいること」とあるが、自ら事業を営んでいるとはどのような事業を指すのか。

A5-1 個人で事業を起業する場合や農業・林業等の一次産業への従事者を想定しています。

Q5-2 自ら事業を営む場合、申請にあたってどのような書類が必要となるのか。

A5-2 以下の書類が必要となります。

(1) 個人事業主の場合

a 開業届の写し

b 事業の実態や売り上げ等が分かる書類

(2) 法人等の代表者の場合

a 法人設立届出書の写し

b 事業の実態や売り上げ等が分かる書類

なお、提出された書類により、事業の実態について総合的に判断します。

Q5-3 就業先として、農業従事者は対象か。

A5-3 農業法人等に就業する場合のほか、自ら農業を営む場合も対象となります。

なお、審査においては、農地法第3条による許可指令書や、農業を開始するにあたって利用した補助金の交付決定書の写しなど、その実態が判断できる資料を提出いただき、総合的に判断します。

Q5-4 就業先として、地域おこし協力隊は対象か。

A5-4 地域おこし協力隊として就業する場合であっても、任期終了後、就業若しくは起業の要件を満たし、定住（5年以上継続して居住）する意思がある場合は対象となります。

Q5-5 就業先として、個人事業主や法人格を持たない団体は対象か。

A5-5 反社会勢力等でないこと、雇用保険・社会保険の適用事業主であること、事業を営んでいることが確認できる場合には対象となります。

Q5-6 Youtuber は対象か。

A5-6 個人事業主として開業届を提出するとともに、業としてその実態が判断できる等一定の要件を満たすことが確認できる場合は、対象となります。

Q5-7 就業先における、企業の所在地の条件はあるか。

A5-7 就業先企業については、地域要件はありませんが、通勤できる、あるいは、テレワーク対応ができるなど一定の要件はあります。

Q5-8 就業先の法人として、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合、一般社団法人、学校法人、商工会、商工会議所、市町村が出資する第三セクターは対象か。

A5-8 就業に関する要件を満たす場合は、対象となります。

【6 その他移住者の要件】

Q6-1 「地域の活動」の把握はどのように行うのか。

A6-1 申請書に活動内容を記載していただき、その内容により判断します。

Q6-2 移住元において同一世帯に属していたが、単身で移住した後、一定期間経過して、世帯を構成する家族が同じ住居に移住した場合、世帯の金額が支給されるのか。

A6-2 申請時に単身であれば単身の金額、申請時に家族も含めて移住していれば世帯の金額を給付することになります。

なお、世帯の金額の給付に際しては、該当する世帯員についても、令和3年7月1日以降に転入し、移住支援金の申請時に転入後3か月以上1年以内である必要があります。

また、同一世帯に属する者が、移住支援金を複数回申請することは認められません。

Q6-3 世帯に関する要件を満たさない場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、子育て世帯への加算の給付対象になるのか。

A6-3 子育て世帯への加算については、世帯に関する要件を満たした上で、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合に限るため、給付対象となりません。

また、移住先の世帯において、18歳未満の世帯員がいる場合においても、世帯に関する要件を満たさない18歳未満の世帯員は給付対象となりません。

Q6-4 移住先における申請時点で婚姻等により同一世帯になった場合については、世帯要件の対象となるのか。

A6-4 世帯として申請するためには、申請時点だけではなく、移住元から転出する時点で同一世帯であることが要件となるため、世帯としては対象外となります。

Q6-5 世帯に関する要件について、「申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた」の「同一世帯」とは、婚姻関係にある夫婦及びその夫妻と血縁関係にある者又はそれに準ずる形態を指すのか、それとも住民票上同一の住所であることを指すのか。

A6-5 「同一世帯」とは、婚姻関係にある夫婦及びその夫妻と血縁関係にある者又はそれに準ずる形態であって、かつ住民票上同一の住所であることを指します。

Q6-6 世帯の中に、既に給付を受けた者が含まれている場合、後から転入した世帯員は、就業及び起業に関する要件を満たしていれば、申請できるのか。

A6-6 既に給付を受けたことになるため、世帯としての申請はできません。なお、単身として申請できるかどうかについては、個々の状況に応じて個別に判断します。

Q6-7 世帯の一部の者が先に転出する場合には、転出時に移住元で世帯員と同一世帯であったことを証明できれば、先に転出した者が世帯分の移住支援金申請者となり得るものと考えてよいか。

A6-7 世帯分の申請者となることができます。なお、確認方法については、先に転出する者が転出する時点における住民票等により行うことを想定しています。

Q6-8 Q6-7に関連し、先に転出した世帯の一部の者を追って、残る者が後から転出する場合には、先に転出した者が住民票からの除かれているため、移住元で世帯員と同一世帯であったことを証明できないと考えるが、この者が世帯分の移住支援金申請者になり得るのか。

A6-8 A6-7 のとおり、後から転出した者の場合であっても、先に転出する者が転出した時点で世帯員と同一世帯に属していたことが確認できれば、世帯分の移住支援金の申請者となることができます。

また、同一世帯に属する者が、移住支援金を複数回申請することは認められません。

なお、いずれの場合も申請者が移住先における就業要件を満たすことが必要です。

Q6-9 世帯分の移住支援金の申請に当たって、同一の世帯員が別々の時点で転出する場合において、「申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた」として取り扱うことのできる期間（同一世帯の者が先に転出してから、残る者が追って転出するまでの期間）は、どの程度まで容認されるのか。

A6-9 先に転出した者が申請するまでの期間（先に転出した時点から3か月以上1年以内）となります。

Q6-10 支給対象者の要件である「平成23年3月11日時点で12市町村に居住していた者（住民票があった者）以外の者であること」とは、世帯員の全員が満たす必要があるのか。

A6-10 上記は申請者の要件であり、世帯員全員が満たす必要はありません。

Q6-11 子育て世帯への加算の要件である18歳未満の世帯員とはどの時点の年齢で判断するのか。

A6-11 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満かどうかで判断します。ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象となります。

Q6-12 子が胎児の時点で転入した場合、子育て世帯加算の対象となるのか。

A6-12 世帯に関する要件としては、移住前に住民票上で世帯であることが条件です。

一方で、胎児は住民票には登録されないものの、母子健康手帳等により移住前に同居していたことが確認できるため、転入後に出生した新生児も子育て世帯加算の対象となり得ます。

なお、Q6-2にも記載のとおり、同一世帯に属する者が、移住支援金を複数回申請することは認められません。

Q6-13 子育て世帯への加算については、移住支援金給付にかかる申請とは別に申請が必要か。

A6-13 別途申請は不要です。ただし、移住支援金の申請書に18歳未満の世帯人数を記載するとともに、住民票の写し等で確認いたします。

Q6-14 子育て世帯への加算の要件である18歳未満の世帯員とはどのような続柄であっても対象となるのか。

A6-14 原則、養育関係が確認できれば対象となります。ただし、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

【7 返還制度、不正防止】

Q7-1 支給後の就業継続の確認はどのように行うのか。

A7-1 県が就業先に確認することにより行います。就業実態が確認できない場合は、返還が生じる場合があります。

Q7-2 会社都合により退職した場合は、返還の対象となるのか。

A7-2 本人の意思でない場合は、返還の対象とならない場合があります。その場合は、法定の退職証明書や離職票等により確認を行います。

Q7-3 移住支援金を受給した者が、就業した企業に在職したまま、他の都道府県や福島県内の他の市町村での勤務（一時的な勤務、転勤・出向）がある場合も返還の対象となるのか。

A7-3 居住地が他の市区町村になる場合であっても、一定期間の研修等の場合には、返還の対象とはなりません。具体的には、以下の要件を満たす場合に限り、返還の対象とはなりません。

- 就業先により発行された「他の市区町村に転出する期間が1年以内であること」、「転出した者は、転出先で活動した後、転出前の市町村で居住する予定であること」を証明する書類を提出すること。

Q7-4 移住支援金の申請日より1年以内に離職し、新たに起業した場合は返還の対象となるのか。

A7-4 本人に帰責事由がなく離職した場合は、返還対象となりません。

また、本人に帰責事由があり離職した場合でも、離職後、速やかに起業に関する要件を満たす起業を行った場合は、返還対象となりません。

なお、離職の期間については、個々の状況に応じて個別に判断します。

Q7-5 移住支援金の要件を満たす職を辞した場合、次の要件を満たす職へ就くまでの期間等の猶予はあるのか。また、職を辞した場合、要件を満たす新たな職に就いた場合の報告義務はあるのか。

A7-5 申請日より1年以内に本人に帰責事由があり離職した場合は、返還の対象となります。ただし、速やかに就業の要件を満たす職に就業した場合は、返還の対象となりません。なお、猶予期間は、個々の状況に応じて個別に判断します。

新たな職については、現況報告により報告してください。

Q7-6 移住支援金の申請日から5年以内に、移住支援金を受給した市町村から転出した場合には、返還対象となるとされているが、近隣市町村への移動等、県内での移動である場合にも返還対象となるのか。

A7-6 移住支援金を受給した市町村から12市町村外に転出した場合は、返還対象となります。転出先が12市町村内である場合は、返還対象となりません。

Q7-7 返還制度について、世帯として移住支援金を受給（子育て世帯への加算を含む）した後、世帯の要件を満たさなくなった場合、世帯と単身との移住支援金の差額や子育て世帯への加算の分を返還する必要はあるのか。

A7-7 返還する必要はありません。ただし、虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかになった場合は、移住支援金全額が返還対象となります。

Q7-8 移住者の男女が1人ずつ申請し、各120万円を受給した後、結婚した場合、40万円（240万－200万）を返還する必要はあるのか。

A7-8 世帯に該当するか、単身に該当するかは、申請時の状況で判断するため、返還する必要はありません。

なお、虚偽の申請等が明らかとなった場合は、移住支援金の返還対象となります。

Q7-9 不正受給が発覚した場合には、どのような対応をするのか。

A7-9 直ちに支援金の返還を求めます。なお、悪質な場合には、告発を検討する等の対応も考えています。

Q7-10 「ふくしま移住支援金給付事業」との併用受給は可能か。

A7-10 国による補助金等を受けている事業との併用受給はできません。また、自治体が自主財源で実施している移住支援金との併用受給はできます。ただし、自治体が行っている事業と移住支援事業については、目的、経費など明確な切り分けを行う必要があるため、個々の状況に応じて個別に判断します。

＜起業支援事業：起業支援金＞

【8 支援金の支給方法、支給金額】

Q8-1 起業者の起業後の事業継続確認はどのようにするのか

A8-1 県が委託する団体が、交付決定後、全ての起業者に対して定期的に事業実態の確認を行います。

Q8-2 起業支援金を受けた後、廃業した場合の取扱いはどのようにするのか。

A8-2 起業支援事業で事業者が取得した財産については、補助金等適正化法に基づく財産処分等の制限を受けることになります。

【9 支援金の対象】

Q9-1 県若しくは市町村が自主財源で実施している起業支援金制度との併用受給は可能か。

A9-1 原則として、自治体の制度については、併用受給できません。その場合も一定の自己資金が必要となります。

ただし、同一の経費について二重申請とならないよう注意する必要があります。

Q9-2 地域おこし協力隊による起業や就農など、国の補助金で支援対象となっている起業は対象となるのか。

A9-2 併用受給は、認められません。

ただし、地域おこし協力隊員がその支援対象となる期間に起業を行わず、特別交付税による起業支援を受けなかった場合、同期間終了後の起業については対象となります。

Q9-3 起業をする者の事業計画及び起業支援金の給付が年度を跨ぐことは可能か。また、全ての事業について、交付決定を受けた年度内に終えることが必要となるのか。

A9-3 起業支援金の給付対象経費は、交付決定を受けた年度のうち、交付決定から県が定めるまでの期間となります。

Q9-4 起業支援金の対象経費は税抜価格での算定は可能か。

A9-4 税抜価格で算定してもかまいません。

Q9-5 フランチャイズによる起業も起業支援金の対象となるのか。

A9-5 事業の継続性が一定程度見込まれる等、起業の要件を満たす場合は、対象となります。

Q9-6 Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業とは、具体的にどのような事例を指すのか。

A9-6 未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する事業承継又は第二創業であれば、特段分野等の制限はありません。

Q9-7 デジタル技術を活用した事業承継又は第二創業の「デジタル技術の活用」とは、具体的にはどのような事例を想定しているのか。

A9-7 キャッシュレス決済の導入、Web 予約システム、EC サイトによる販売等を想定しています。

Q9-8 事業承継又は第二創業をする場合に提出する事業計画書において、事業承継又は第二創業に関する確認は具体的にどのような内容を指すのか。

A9-8 事業承継の場合は、被承継者の法人名や代表者名など、被承継者と承継者の関係性が明確化される内容等を記載してもらう必要があります。第二創業の場合は、既存事業との関係性等を記載してもらう必要があります。

【10 起業者の要件】

Q10-1 個人事業主も起業者として認められるのか。

A10-1 起業については、12市町村において法人登記又は開業届の提出を行い、本社事務所や主たる事業者が12市町村に所在することを支援対象の前提としており、対象期間内に法人等を設立しその代表者となる者や個人事業の開業届出の提出を行う者など、起業に関する要件を満たす場合は起業者として認められます。

Q10-2 新たに起業する者が設立する法人形態について、何らかの要件があるのか。

A10-2 支援対象となる法人形態としては、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、社団法人、特定非営利活動法人等とします。

Q10-3 個人事業主が法人を設立する場合、既に起業している者が新たに法人を設立する場合は対象となるのか。

A10-3 12市町村内に新しく法人を設立し、その代表者となる者、又は個人として開業届を提出する場合は対象となります。

Q10-4 複数の移住者が共同事業者となって起業した場合、各人が起業支援金の支給対象となるのか。

A10-4 起業支援金の支給対象となるのは、当該法人の代表者となる者のみとなります。なお、その他の者は、就業等に関する要件を満たす場合には、移住支援金の対象となります。

Q10-5 同一の者が一度起業支援金の支給を受けた後、再度起業した場合、起業支援金の支給を再度受けられるか。

A10-5 同一の定住者に対し、起業支援金による支援は、複数回受けることはできません。

Q10-6 12市町村に定住（5年以上継続して居住）する意思を有することが必要とあるが、実際には、いつ時点から5年以上継続して居住する必要があるのか。

A10-6 起業支援金については、申請時において、定住（5年以上継続して居住）する意思を有することを確認できることが交付の要件となります。なお、起業支援金返還の対象とならないためには、12市町村に転入した日から、5年間以上継続して居住することが必要です。

一方、移住支援金についても、申請時において、定住（5年以上継続して居住）する意思を有することを確認できることが交付の要件となります。なお、移住支援金は一定期間の定着を確認することとしていることから、交付申請は、12市町村へ転入した日から3か月1年以内としており、移住支援金返還の対象とならないためには、申請日から5年以上継続して居住することが必要となります。